

令和7年度 上下水道局 主要事業一覧

(1)「稼げるまち」の実現 ～人も企業も潜在力を開花できるまち～

- ・行橋市・苅田町への水道用水供給事業の拡大等による広域連携の推進

1,879,535千円

(他に債務負担 354,000千円)

行橋市・苅田町への水道用水供給の拡大及び古賀市・宗像地区事務組合への供給量の増量により、経営基盤強化を図ります。

- ・**拡充** 企業進出に伴う下水道の整備

650,000千円

(他に債務負担 430,000千円)

若松区など、企業進出に伴い新たな排水を見込む地区に下水道整備を行い、企業活動の基盤を整え、あわせて使用料収入の増加を図ります。

- ・企業進出に伴う工業用水道の整備

916,735千円

若松区など、企業進出に伴い新たな工業用水の使用を見込む地区に配水管を整備し、企業活動の基盤を整え、あわせて使用料収入の増加を図ります。

- ・インフラシステムの輸出による海外ビジネス展開 156,699千円

国際技術協力で獲得した相手国との信頼関係を活用し、北九州市海外水ビジネス推進協議会の会員企業が実施する海外水ビジネスを支援します。

※会員企業の累計受注実績は、平成 22 年以降、約 275 億円

(2) 「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

該当なし

(3) 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

- ・ 震災対策の拡充・強化 8, 423, 101 千円
(他に債務負担 556, 700 千円)

地震等の災害被害を最小限にし、市民生活に欠かせない上下水道施設を早期に機能回復が図れる災害に強いライフラインを構築するため、老朽化した施設の耐震改修等を実施します。

※令和 6 年度 2 月補正予算 (390 百万円) と合わせ、8, 813 百万円の事業費を計上

- ・ **新規** 上下水道一体となった地震対策《再掲》 20, 000 千円

能登半島地震を受け、上下水道一体で管路等の耐震化の重要性が認識されたため、上下水道システムの急所施設 (その施設の機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設) や、重要施設 (災害拠点病院、避難所等) に接続する上下水道管路等の一体的な耐震化計画を策定します。

- ・ 豪雨対策の拡充・強化 2, 870, 000 千円
(他に債務負担 3, 116, 000 千円)

近年の集中的な豪雨に起因する浸水被害を最小化し、浸水に対する安全度の向上を図るため、雨水管等の整備を行います。

- ・**新規** 若松ポンプ場の整備《再掲》 **890,000千円**
(他に債務負担 6,530,000千円)

老朽化が著しい3つのポンプ場を統廃合し、雨水ポンプの増強による排水能力の向上や耐震化、耐水化などの機能を兼ね備えたポンプ場の整備に着手します。

(4) その他の取り組み

ア 上下水道施設の強靱化

長期的な観点から施設規模や機能の最適化を図りながら、更新時期を迎える上下水道施設の長寿命化、改築・更新に取り組むとともに、豪雨や地震といった災害に強い上下水道施設の整備などを進め、市民の生活を守ります。

- 上下水道施設の長寿命化と改築・更新 《一部再掲》** **16,264,221千円**
(他に債務負担 6,556,629千円)

上下水道事業を持続していくため、長期的な視点に立って効率的・計画的な上下水道施設の改築更新を進めます。

【アセットマネジメント手法を活用した効率的・計画的な更新】

- ・**配水管等の更新** **6,018,070千円**
配水管更新(L=30.0km)、導送水管更新(L= 0.9km)
- ・**浄水施設の更新** **1,334,300千円**

- 伊佐座排水処理場高圧設備更新電気計装工事 など
- ・工業用水道施設の改築更新 《一部再掲》 1,358,075 千円
北九州市工業用水道配水管布設替工事(7-1 工区) など
- ・下水道施設の改築更新 4,026,000 千円
港町ポンプ場3系汚水沈砂池設備 など

【上下水道施設の規模の最適化】

- ・配水ブロックの改善 91,700 千円
尾倉、黒川配水池の統廃合
- ・下水道施設の再編 2,565,000 千円
皇后崎浄化センターの再構築 など

■豪雨対策の拡充・強化《再掲》 2,870,000千円
(他に債務負担 3,116,000千円)

近年、局地化、集中化する豪雨から市民の生活を守るため、効果的に施設整備を進めていきます。

- ・浸水被害の最小化 2,682,000 千円
重点整備地区(宇佐町・片野新町、沼本町、上葛原二丁目)の整備 など

■震災対策の拡充・強化《再掲》 8,423,101千円
(他に債務負担 556,700千円)

上下水道の強靱化を図るため、老朽化した施設の耐震改修等を実施するとともに、重要施設に接続する上下水道管路等を対象とした耐震化計画を策定し、上下水道の一体的な耐震改修を実施します。

・浄水場・配水池の耐震化 本城浄水場活性炭接触槽耐震化代替施設工事など	296,831 千円
・水道管路の耐震化《再掲》 配水管等の更新	6,018,070 千円
・浄化センター、ポンプ場の耐震化 南小倉ポンプ場耐震補強工事 など	250,000 千円
・下水道管渠の耐震化 皇后崎主要幹線管渠更生、西鞆ヶ谷幹線管渠更生 など	1,584,510 千円
・バックアップ機能の強化 八重洲～城野分岐送水管整備 など	273,690 千円

■危機管理体制の充実・強化 417,420千円

気候変動の影響による自然災害の増加などさまざまな災害リスクに備え、緊急時においても、安定給水、安定処理ができる体制を確保していきます。

・停電対策 大谷ポンプ場非常用発電設備整備電気計装工事	81,620 千円
・災害時における機能確保の推進 応急給水施設整備工事、マンホールトイレの整備	31,800 千円
・自助・共助の促進に向けたソフト施策の充実 内水浸水想定区域図の拡充、雨水タンク助成事業	304,000 千円

イ 環境負荷の低減

水環境の向上や、資源の有効利用などによる環境負荷低減を推進します。

■水質管理体制の充実(水道)

28,393千円

水道水の水質管理体制を充実するため、水質検査技術の向上に努めるとともに、社会情勢に応じた検査体制を構築します。

■水質監視強化(下水道)

35,394千円

下水道施設の保全や浄化センターの安定的な運転を目的として、下水処理に影響を及ぼす物質の監視強化を図ります。

■省エネルギーの推進

110,000千円

電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー対策を実施します。
・下水施設照明 LED 化

■資源の有効活用

9,147千円

・水道メーター再資源化業務
・下水道資源の有効活用

ウ 国内外への貢献

北九州都市圏域の中核都市として、上下水道事業の発展的広域化や、SDGsの達成に寄与する国際貢献の取組を推進し、併せて、本市職員の技術力・実務能力の向上も図ります。

■多様な広域連携の推進《一部再掲》

1,883,446千円

(他に債務負担 354,000千円)

近隣自治体との連携を強化し、双方にメリットを享受できる広域連携の具体化に向けた取組を推進して

いきます。

また、行橋市・苅田町への水道用水供給の拡大及び古賀市・宗像地区事務組合への供給量の増量により、経営基盤強化を図ります。

■外郭団体等との連携強化

1,364,566千円

(他に債務負担 1,999,000千円)

外郭団体((株)北九州ウォーターサービス)との連携を強化するとともに民間事業者の活用を図り、発展的広域化を推進します。

・宗像地区水道施設維持管理等業務委託

■海外事業の展開《再掲》

156,699千円

SDGsの目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成へ寄与するため、上下水道の国際技術協力に取り組みます。

さらに、協力関係で培った信頼や人的関係を活用し、北九州市海外水ビジネス推進協議会の会員企業が実施する海外水ビジネスを支援します。

エ DXの推進

■衛星画像とAIを活用した漏水調査

29,480千円

人工衛星から照射されるマイクロ波で、漏水箇所を判定する技術を用いた漏水調査の実証実験を行います。

■**新規** 下水道台帳維持管理システムの再構築

129,000千円

(他に債務負担 195,000千円)

老朽化施設の加速度的な増加や、近年頻発する災害等に対応するため、下水道分野におけるデジタル技術の活用基盤を再構築し、業務の効率化やDXの推進を図ります。

議案第50号

北九州市水道法施行条例の一部改正について

1 改正する条例

北九州市水道法施行条例

2 条例改正の理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、関係規定を改めるもの

3 改正内容

(1) 布設工事監督者の資格要件の変更(第3条関係)

ア 工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の実務に従事した経験を有することを資格要件として認める

イ 機械工学科(機械科)若しくは電気工学科(電気科)又はこれらに相当する課程を修めたことを資格要件として認める

(2) 水道技術管理者の資格要件の変更(第4条関係)

大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者は3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること

4 施行期日

令和7年4月1日

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)

公布日:令和5年5月26日

施行日:令和7年4月1日(条例改正に係る部分)

議案第51号

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について

1 改正する条例

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例

2 条例改正の理由

水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

3 改正内容

条例に引用する水道法施行令の規定の条項ずれに伴う規定の整備

(1) 北九州市水道条例第40条、第40条の2、北九州市馬島水道施設条例第20条、第21条関係

現行	改正後
第5条	第6条

(2) 北九州市馬島水道施設条例第15条関係

現行	改正後
第30条から第35条まで	第30条、第31条、第33条から第35条まで

4 施行期日

公布の日